

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第八号

平成九年六月十二日(木曜日)

午後二時一分開議

出席委員

委員長 中馬 弘毅君

理事 荒井 広幸君

理事 柳本 卓治君

理事 武山百合子君

理事 木島日出夫君

飯島 忠義君

桜井 郁三君

松本 純君

西川 知雄君

西村 眞悟君

鳩山 邦夫君

秋葉 忠利君

出席國務大臣

自治大臣 白川 勝彦君

出席政府委員

自治省行政局長 牧之内隆久君

委員外の出席者

議員 石井 一君

議員 倉田 榮喜君

議員 堀込 征雄君

自治省行政局長 大竹 邦実君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

自治省行政局長 岩尾 隆君

同日

辞任

滝

実君

補欠選任

戸井田 徹君

六月十日

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出、衆法第一八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

いて果たすべき役割が増大いたしております。これに伴い、国外に多数の国民が居住することとなつております。

これら国外に居住する者につきまして、選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設する必要があると考えます。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、在外選挙人名簿の登録についてであります。引き続き三カ月以上国外に住所を有する選挙人で将来国内に住所を定める意思を有すると認められるものは、管轄の領事官を経由して、最終住所地の市町村の選挙管理委員会に、その者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者等である場合には本籍地の市町村の選挙管理委員会に、在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるといたしております。また、市町村の選挙管理委員会は、登録の申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、その者を在外選挙人名簿に登録するとともに在外選挙人証を交付することといたしております。

第二に、在外投票についてであります。在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員または参議院議員の選挙において投票しようとするものは、衆議院議員または参議院議員の選挙の期日の公示または告示の日から、原則として選挙の期日前五日までの間に、みずから在外公館の長の管理する投票所を記載する場所に行き、在外選挙人証等を提示して投票しなければならないことといたしております。

また、在外公館における投票を行うことが困難である在外公館の管轄区域内に居住する者は、郵便による投票を行うことができることといたしております。

さらに、在外選挙人名簿に登録された選挙人が帰国したときは、一定の期間、市町村の選挙管理委員会において、投票を行うことができることといたしております。

なお、これらの投票は、それぞれ在外選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に送付され、国内での投票とあわせて開票することといたしております。

また、国外に居住する選挙人へ候補者個人に関する情報を伝達することは極めて困難であること等を勘案して、衆議院議員または参議院議員の選挙のうち、当分の間は比例代表選出議員選挙に限って行うことといたしております。

第三に、国外における選挙の公正を確保するため、買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用することといたしております。

第四に、国外における選挙という性格にかんがみ、天災等の避けることができない事故等により在外投票を期間内に行うことができない場合の措置等所要の特例を設けることといたしております。

以上のほか、在外選挙人名簿の調製に要する経費等について必要な財政措置を講ずる等の措置を行い、選挙の円滑な執行を図ることといたしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら

委員の異動

六月十二日

辞任

戸井田 徹君

補欠選任

滝

実君

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第八号

平成九年六月十二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第八号

平成九年六月十二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第八号

平成九年六月十二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第八号

平成九年六月十二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第八号

平成九年六月十二日

平成九年六月十二日

平成九年六月十二日

平成九年六月十二日

んことをお願い申し上げます。

○中馬委員長 次に、石井一君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○石井(一)議員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

近年、国際化の進展に伴い、日本人の海外進出には目をみはるものがあり、現在、長期にわたり国外に居住する日本人は七十万人以上に上るところであります。これら在外邦人は、さまざまな経済活動の分野で、あるいは技術、教育の援助等の国際協力の分野で、祖国と異なるさまざまな厳しい文化的、自然的環境の中で活躍され、我が国経済の発展に大いに寄与され、また、我が国の国際社会における地位の向上に多大な貢献をされているところでもあります。

ところが、これら在外邦人には、重要な基本的人権である選挙権の行使の機会が、サミット参加国の中でイタリアを除き唯一、保障されておられません。昭和五十九年に、在外選挙制度を創設するための法律案が政府から提出されたことはあるものの、この法律案が昭和六十一年に廃案になった後は立法措置が講じられることもなく、現在においても、在外邦人は、国外においてはもとより、日本に一時帰国したときでも、選挙権を行使することが一切できない状況にあるのであります。

今日、通信手段の発達に伴い、在外邦人の多くは、日本の国内情報に相当に入手することができるようになっております。行財政改革、規制緩和、地方分権等、我が国がその将来を左右するさまざまな困難な課題に直面する中、真摯に国を憂い、少しでもこの国をよくしたい、そのためにみずから

の意見を国政の場に届けたいという多くの在外邦人の声は日に日に高まっております。そして、昨年には、在外邦人に選挙権行使の機会が保障されていないのは憲法違反であるとして、国を被告とする訴訟が在外邦人から提起されるに至っております。

このような状況にあつて、在外選挙制度の創設をこれ以上先送りすることは、政治の怠慢とのせしりを免れません。早急に、在外選挙制度を創設し、在外邦人に可能な限り選挙権の行使の機会を広く保障するべきであります。私たち新進党、太陽党は、このような認識に立ち、今回の案を提出するに至った次第であります。

以上が、本法律案の提案理由であります。

次に、法律案の概略について御説明申し上げます。

第一に、在外選挙人名簿の登録についてであります。引き続き三カ月以上国外に住所を有する選挙人で将来国内に住所を定める意思を有すると認められるものは、管轄の領事官を経由して、一、国外転出後五年を経過するに至っていない場合には最終住所地の市町村の選挙管理委員会に、二、国外転出後五年以上経過している場合には申請時における本籍地の市町村の選挙管理委員会に、在外選挙人名簿の登録の申請をすることができるといたしております。また、市町村の選挙管理委員会は、登録の申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有するものである場合には、その者を在外選挙人名簿に登録するとともに在外選挙人証を交付することといたしております。

第二に、在外選挙人名簿に基づく在外投票についてであります。在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員または参議院議員の選挙において投票しようとするものは、衆議院議員または参議院議員の選挙の期日の公示または告示の日から、原則として選挙の期日前五日までの間

に、みずから在外公館の長の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証を提示して投票することができるといたしております。

また、投票方法を在外公館での投票だけに限定した場合、在外公館での投票が困難な在外邦人にとって投票機会の保障が不十分でありますので、在外投票を行う在外公館の所在地から遠隔である地域にその住所を有することその他の政令で定める事由のある者は、郵便により投票を行うことができることといたしております。

なお、この場合には、郵便投票により生ずる不正投票を防止するため、投票用紙の送付は選挙人があらかじめ届け出た国外の住所に対してのみ行うことといたしております。

また、これらの投票は、それぞれ在外選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に送付され、国内での投票とあわせて開票することといたしております。

第三に、在外選挙人名簿に基づき国内においてする投票についてであります。在外選挙人名簿に登録されている選挙人が一時帰国した場合または帰国して国内に再び住所を定めてから四カ月未満である場合には、在外選挙人名簿に基づき国内において投票を行うことができるといたしております。

第四に、選挙人名簿に基づき国外においてする不在者投票についてであります。選挙人名簿に登録されている選挙人が国外に住所を移してから四カ月未満である場合には、国内の選挙人名簿に基づき、在外投票に準じた方法により、国外において不在者投票を行うことができるといたしております。

なお、以上の在外投票等は、在外公館の能力等を勘案して、衆議院議員の小選挙区選挙または参議院議員の選挙区選挙のうち、補欠選挙につきましては、当分の間は、これを行わない取り扱いといたしております。

第五に、国外における選挙の公正を確保するため、買収罪、選挙の自由妨害罪、詐偽投票罪、公務員等の選挙運動の制限違反の罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用することといたしております。

以上のほか、国外における選挙という性格にかんがみ、天災等の避けることができない事故により在外投票を期間内に行うことができない場合の措置等所要の特例を設けることといたしております。

なお、この法律のうち、在外選挙人名簿の登録に関する規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、在外投票等に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、その後初めて行われる衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙から適用することといたしております。

また、在外選挙人名簿の調製に要する経費等について必要な財政措置を講ずる等の措置を行い、選挙の円滑な執行を図ることといたしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重に御審議をいただき、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中馬委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）
公職選挙法の一部を改正する法律
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条（選挙人名簿の再調製）」を

の二―第三十条の十五

式等）

登録資格

録の申請

録）

る縦覧

録に関する異議の申出

示及び訂正等）

登録の抹消

修正等に関する通知等

関する文書の閲覧等）

再調製

登録に関する政令への委任」

人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票」に、「第四十九条

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

（不在者投票）」を

「第三十条（選挙人名簿の再調製）」

第四十条の二（在外選挙人名簿（第三十条

第三十条の二）（在外選挙人名簿）

第三十条の三（在外選挙人名簿の被

第三十条の四（在外選挙人名簿の被

第三十条の五（在外選挙人名簿の被

第三十条の六（在外選挙人名簿の被

第三十条の七（在外選挙人名簿に係

第三十条の八（在外選挙人名簿の登

第三十条の九（在外選挙人名簿の登

第三十条の十（在外選挙人名簿の表

第三十条の十一（在外選挙人名簿の

第三十条の十二（在外選挙人名簿の

第三十条の十三（在外選挙人名簿に

第三十条の十四（在外選挙人名簿に

第三十条の十五（在外選挙人名簿の

百五十五条（不在者投票の場合の罰則の適用）

百五十五条の二（在外投票の場合の罰則の適用）に、「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適

百五十五条の三（国外犯）

「第二百六十九条（指定都市に対する本法の適用関係）」に、「第二百七十一条

「第二百六十九條の二（選挙に関する期日の国外における取扱い）」に、「第二百七十一条

の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外投票を行わせることができない場合

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

の取扱い）」に改める。

時をいう。同条第一項及び第三項において同

じ。における本籍、性別及び生年月日等を記載

しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、市町村の区域を

分けて数投票区を設けた場合には、政令で定め

るところにより、在外選挙人名簿を編製する一

以上の投票区を指定しなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、在外選挙人名

簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

（在外選挙人名簿の被登録資格）

第三十条の四（在外選挙人名簿の登録は、在外選

挙人名簿に登録されていない年齢満二十年以上

の日本国民（第十一条（選挙権及び被選挙権を

有しない者）第一項若しくは第二百五十二条

（選挙権の停止）又は政治資金規正法第二十八

条（政治資金規正法違反による処刑者に対する選

挙権及び被選挙権の停止）の規定により選挙権

を有しない者を除く。）で、在外選挙人名簿の登

録の申請に關しその者の住所を管轄する領事官

（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の

長又はその事務を代理する者を含む。以下同

じ。）の管轄区域（在外選挙人名簿の登録の申請

に關する領事官の管轄区域として外務省令・自

治省令で定める区域をいう。）内に引き続き三

箇月以上住所を有するもの（将来国内に住所を

定める意思を有する者と認められる者に限る。）

について行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができ

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に關し当該申請をする者の住所を管轄する領事官(当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として外務省令・自治省令で定める地域にあつては、外務省令・自治省令で定める者。以下この章において同じ。)を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の資格に関する意見を付し、直ちに、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に送付しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録)

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領

事官を経由して、同項の規定による申請をした者に、在外選挙人名簿に登録されている者であることを証明書(以下「在外選挙人証」という。)を交付しなければならない。

(在外選挙人名簿に係る縦覧)

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官(当該在外選挙人名簿に登録した者に係る第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下この項において同じ。)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十条の八 第二十四条(異議の申出)第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第十五条(審査請求書の記載事項)第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条(補正)、第二十五条(審理の方式)、第二十六条(証拠書類等の提出)、第三十一条(職員による審理手続)、第三十六条(手続の併合又は分離)、第三十九条(審査請求の取下げ)並びに第四十四条(証拠書類等の返還)の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 第二十四条(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項において準用する第二十四条第

一項の異議の申出について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する訴訟)

第三十条の九 第二十五条(訴訟)第一項から第三項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第二項」とあるのは「第三十条の八(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)第一項において準用する前条第二項」と、「七日」とあるのは「七日(政令で定める場合には、郵送に要した日数を除く。）」と読み替えるものとする。

2 第二百十三条(争訟の処理)、第二百十四条(争訟の提起と処分の執行)及び第二百十九条(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)第一項の規定は、前項において準用する第二十五条第一項及び第三項の訴訟について準用する。この場合において、第二百十九条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条(当選の効力に関する訴訟)若しくは第二百八条(当選の効力に関する訴訟)の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十條第二項の規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止の訴訟)の規定により公職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争う請求」とあるのは、「一の縦覧に係る在外選挙人名簿への登録又は在外選挙人名簿からの抹消に関し争う数個の請求」と読み替えるものとする。

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第十一条(選挙権及び被選挙権を有しない者)第一項若しくは第二百五十二条(選挙犯罪による処刑者)に對

する選挙権及び被選挙権の停止)若しくは政治資金規正法第二十八条(政治資金規正法違反による処刑者)に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知つた場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならない。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿の修正等に関する通知等)

第三十条の十二 市町村長は、その市町村に本籍を有する者で他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの(以下この項において「他市町村在外選挙人名簿登録者」という。)について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受領し若しくは職権で戸籍の記載をした場合又は戸籍の附票の記載、消除若しくは記載の修正をし

た場合において、当該他の市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正をすべきこと若しくは当該他の市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他の市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知ったときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人名簿に関する文書の閲覧等)

第三十条の十三 領事官は、当該領事官を経由して在外選挙人証を交付された者についてその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村名及び当該登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する事項を記載した政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。

(在外選挙人名簿の再調製)

第三十条の十四 第三十条(選挙人名簿の再調製)の規定は、在外選挙人名簿の再調製について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十五 第三十条の四(在外選挙人名簿の被登録資格)から前条までに規定するもののほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に必要事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「至る」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
第四十九条第一項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条を」第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)に改め、同条第二項中「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(在外投票)

第四十九条の二 在外選挙人名簿に登録されている選挙人(当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものを除く)で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所)においての投票(第四十六条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び前条の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日(投票の送致に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日)までの間(あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日を除く)に、自ら在外公館の長(自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館の長を除く)の管理する投票を記載する場所に行き、在外選挙人証及び旅券その他の政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。この場合においては、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)第一項及び次条の規定は、適用しない。

2 前項の選挙人である在外公館の長の管理する投票を記載する場所において投票をすることが著しく困難であるものとして政令で定めるものの投票については、政令で定めるところにより、同項前段の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

3 第一項の選挙人の投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。

第五十五条中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六条中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第九十四条第一項及び第九十五条中「選挙運動」の下に「専ら第四十九条の二(在外投票)の規定による投票に関する選挙運動で、国外においてするものを除く。」を加える。

「一項前段の規定にかかわらず、政令で定める期間、市町村の選挙管理委員会の委員長の管理する投票を記載する場所において行わせることができる。」

「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。
「又は在外選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

密侵害罪)及び第二百三十七条(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項に規定する選挙管理委員会の職員とみなして、この章の規定を適用する。

2 第四十九条の二第二項の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長は投票管理者(第二百二十九条(選挙事務関係者、施設等)に対する暴行罪、騒擾罪等)に規定する投票管理者に限ると、その投票を記載すべき投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条(代理投票)第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

3 第四十九条の二第二項の規定による投票については、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵送するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所を投票所とみなして、第二百二十八条(投票干渉罪)第一項及び第二百三十四条(選挙犯罪の煽動罪)中同項に係る部分の規定を適用する。

4 第四十九条の二第三項の規定による投票については、その投票を管理すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者(第二百二十九条に規定する投票管理者に限ると、その投票を記載すべき投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党

十九条（指定都市に対する本法の適用関係）
十九条の二（選挙に関する期日の国外における取扱い）に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外候補の場合の特例）」に改める部分に限る。）、第四章の次に一章を加える改正規定（第三十条の六第二項に係る部分に限る。）、第四十二条及び第四十九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第五十五条、第五十六条、第九十四条第一項、第九十五条及び第二百四十七条の改正規定、第十六章中第二百五十五条の次に二条を加える改正規定（第二百五十五条の二第二項から第四項までに係る部分及び第二百五十五条の三（第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十二条、第二百三十七条、第二百三十七條の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。）、第二百六十三条第四号の次に二条を加える改正規定（第四号の三に係る部分に限る。）、第二百六十九条の次に一条を加える改正規定、第二百七十条の次に一条を加える改正規定（第二百七十一条の規定による投票に係る部分に限る。）、第二百七十一条の四の次に一条を加える改正規定並びに附則に三項を加える改正規定（附則第八項（第三十条の三第三項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第七條中漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条の改正規定（並びに第二百五十二条の三を）、第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三に改める部分及び「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改める部分を除く。）、附則第八條中国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三条第八項及び第九項並びに第二十條の改正規定並びに同法附則に二

項を加える改正規定（同法附則第四項（同法第十七条第一項に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第九條中農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一條の改正規定（「第四十六条の二」の下に「第四十九条の二」を加える部分に限る。）は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の規定（新法第十一條第三項、第四章の二、第十六章第二百四十七條及び第二百五十五条の二第二項から第四項までの規定並びに第二百五十五条の三の規定中第二百二十七條、第二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十二条、第二百三十七條、第二百三十七條の二及び第二百三十八条に係る部分を除く。）、第二百六十三条第四号の二、第二百六十九條の二、第二百七十条第一項及び同条第二項（第四十九條の二第一項の規定による投票に係る部分を除く。）並びに新法附則第三項及び第六項から第八項までの規定を除く。）及びこの法律による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は同条ただし書に規定する規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙（公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。）

2 新法第十六章（第二百三十六條、第二百四十七條、第二百五十五条の二第二項から第四項まで及び第二百五十五条の三（第二百二十七條、第

二百二十八條第一項、第二百二十九條、第二百三十二条、第二百三十五条の六第二項、第二百三十七條、第二百三十七條の二及び第二百三十八条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日以前までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

（在外選挙人名簿に係る縦覧に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日までの間ににおける新法第三十条の七第一項及び新法附則第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用については、これらの規定中「毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四回」とする。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第四第四号（中「選挙人名簿」の下に「及び在外選挙人名簿」を加える。

（政治資金規正法の一部改正）

第六条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第三十九条 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第二十八条第四項において読み替えて準用される公職選挙法第十一条第三項の規定の適用については、同項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した

者は、同項に規定する北方地域に本籍を有する者で」とする。

（漁業法の一部改正）

第七条 漁業法の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに第四十六条の二」を、「第四十六条の二並びに第四十九条の二」に、並びに第二百五十二条の三を、「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改め、同項の表第四十九條第一項の項及び第四十九條第二項の項中「次条」を「第五十条」に改める。

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十九 在外選挙特別経費

第十三条第八項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を、「経費として」の下に「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている」を加え、同条第九項中「（昭和二十五年法律第百号）」を削り、「不在者投票」の下に「若しくは同法第四十九條の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票」を加え、「同条第二項」を「同法第四十九條第二項」に改める。

第十三条の二の次に次の一条を加える。

（在外選挙特別経費）

第十三条の三 在外選挙に要する経費の額は、在外選挙人名簿の登録の申請を行った者一人について千四百六十四円（本籍地の市区町村の選挙管理委員会に当該申請を行った者については、四百十四円）とする。

の選挙管理委員会に当該申請を行った者については、四百十四円」とする。
第十七条第一項中、「第十四条及び第十五条」を「及び第十三条の三から第十五条まで」に改める。

第二十条中「この法律」の下に「(第十三条第八項を除く。)」を加え、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国会議員の選挙の場合においては、前項中「選挙人名簿に登録されている選挙人の数」とあるのは「選挙人名簿に登録されている選挙人の数に当該選挙の期日の公示又は告示の日現在において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数を加えた数」として、同項の規定を適用する。

附則に次の二項を加える。

3 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第十三条の三の規定の適用については、同条中「本籍地の市区町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)第十一条第一項の規定により法務大臣が指名した者が長である市又は町」とする。

4 衆議院小選挙区選出議員の選挙(衆議院比例代表選出議員の選挙と同時に行為される場合を除く。)(又は参議院選挙区選出議員の選挙(参議院比例代表選出議員の選挙と同時に行為される場合を除く。))については、当分の間、第十三条第八項中「選挙人名簿又は在外選挙人名簿」とあるのは「選挙人名簿」と、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第一項若しくは第二項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち国会議員の選挙等の期日の直前の日現在において選挙人名簿に登録されている選挙人の数又は当該選挙の期日の公示若しくは告示の日現在において

て在外選挙人名簿に登録されている選挙人」とあるのは「選挙人」と、同条第九項中「公職選挙法第四十九条」とあるのは「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九条」と、「不在者投票若しくは同法第四十九条の二第二項若しくは第三項の規定による在外投票」とあるのは「不在者投票」と、同法第四十九条第二項とあるのは「同条第二項」と、第十四条第一項中「及び第十三条の三から第十五条まで」とあるのは「第十四条及び第十五条」と、第二十条第一項中「この法律(第十三条第八項を除く。)」とあるのは「この法律」とし、第十三条第十九号、第十三条の三及び第二十條第二項の規定は、適用しない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)
第九条 農業委員会等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六条の二」の下に「第四十九条の二」を加え、「並びに第二百五十二条の三」を「第二百五十二条の三、第二百五十五条の二並びに第二百五十五条の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。
(戸籍の附票の記載事項の特例等)
第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。
2 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しな

ければならない。

理由

国際社会において我が国の果たすべき役割の増大に伴い、国外に多数の国民が居住している現状にかんがみ、これらの者について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するとともに、所要の規定

の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案(石井一君外三名提出)
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

- 「第三十条 (選挙人名簿の再調製)
第四章の二 在外選挙人名簿(第三十条の二―三十条の二)
第三十条の二 (在外選挙人名簿)
第三十条の三 (在外選挙人名簿の様式等)
第三十条の四 (在外選挙人名簿の被登録資格)
第三十条の五 (在外選挙人名簿の登録の申請)
第三十条の六 (在外選挙人名簿の登録)
第三十条の七 (在外選挙人名簿に係る縦覧)
第三十条の八 (在外選挙人名簿の登録に関する)
第三十条の九 (在外選挙人名簿の表示及び訂正)
第三十条の十 (在外選挙人名簿の登録の抹消)
第三十条の十一 (在外選挙人名簿に関する通報)
第三十条の十二 (在外選挙人名簿に関する本籍)
第三十条の十三 (在外選挙人名簿の再調製)
第三十条の十四 (在外選挙人名簿の登録に関する)

の十四)

異議の申出及び訴訟)
に、「第四十二条 (選挙人名簿の登録と投票)」を「第四十二条 (選挙人名簿の登録と投票)」と、及び(間覧等)
地の市長村長からの通知)
る政令への委任)

簿又は在外選挙人名簿の登録と投票」に、「第四十九条（不在者投票）」を「第四十九条の三（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票）」に、「第二百五十五条（不在者投票の場合の罰則の適用）」を「第二百五十五条の二（在外投票の場合の罰則の適用）」に、「第二百七十一条の四（再立候補の場合の特例）」を「第二百七十一条の五（在外投票等を行うことのできない場合の取扱い）」に改める。

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

第二類第二号 公職選挙法改正に関する調査特別委員會議録第八号 平成九年六月十二日

定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたとき又は当該登録をしない旨を決定したときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に対し、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付し、又は当該登録をしない旨及びその理由を通知しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）

第三十条の七 市町村の選挙管理委員会は、毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際、政令で定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、最終住所又は本籍及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の八 第二十四条（異議の申出）及び第二十五条（訴訟）の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出及び訴訟について準用する。この場合において、同条第一項中「七日」とあるのは、「七日（政令で定める場合）には、郵送に要した日数を除く」と読み替えるものとする。

（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

第三十条の九 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第一十一条（選挙権及び被選挙権を有しない者）第一項若しくは第二十五条（選挙権及び被選挙権の停止）若しくは政治資金規正法第二十八条（政治資金規正法違反に

める意思を有する者と認められる者に限る。）について行う。

（在外選挙人名簿の登録の申請）

第三十条の五 前条の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、政令で定めるところにより、文書で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

一 申請の時に国外へ住所を移した日以後五年を経過するに至っていない者で国内の市町村において住民票の消滅がされた日以後五年を経過するに至っていないもの、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会

二 前号に掲げる者以外の者 申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）（当該住所を管轄する領事官がない場合その他特別の事情のある場合には、命令で定める領事官）を経由してしなければならない。

3 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、第一項の規定による申請書にその申請をした者の資格に関する意見を付し、直ちに、同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。

（在外選挙人名簿の登録）

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間においては、前項の規

定にかかわらず、登録を行わない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定による登録をしたとき又は当該登録をしない旨を決定したときは、前条第三項の規定により同条第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、同項の規定による申請をした者に対し、在外選挙人名簿に登録されている者であることの証明書（以下「在外選挙人証」という。）を交付し、又は当該登録をしない旨及びその理由を通知しなければならない。

（在外選挙人名簿に係る縦覧）

よる処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)の規定により選挙権を有しなくなったこと又は在外選挙人名簿に登録されている者について国内の市町村において住民票が新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨の表示しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者の記載内容に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載の修正又は訂正をしなければならぬ。

(在外選挙人名簿の抹消)

第三十条の十 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならぬ。この場合において、第二号から第四号までに掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなければならぬ。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

四 将来国内に住所を定める意思を有する者と認められる者でなくなつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等)

第三十条の十一 領事官は、在外選挙人名簿に登録されている者の氏名その他の在外選挙人名簿の記載内容に関する政令で定める文書を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならぬ。

2 第二十九条(通報及び閲覧等)の規定は、在外選挙人名簿に登録される資格の確認に関する通報、在外選挙人名簿の抄本の閲覧その他便宜の

供与及び在外選挙人名簿の修正に関する調査の請求について準用する。

(在外選挙人名簿に関する本籍地の市町村長からの通知)

第三十条の十二 在外選挙人名簿に登録されている者の本籍地の市町村長は、その者につき、国内の市町村において住民票が新たに作成されたこと、氏名の変更があつたこと、死亡したこと又は日本の国籍を失つたことその他在外選挙人名簿について表示若しくは記載の修正若しくは訂正をし、又は在外選挙人名簿から抹消すべき事由が生じたことを知つたときは、遅滞なくその旨を在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならぬ。

(在外選挙人名簿の再調整)

第三十条の十三 第三十条(選挙人名簿の再調整)の規定は、在外選挙人名簿の再調整について準用する。

(在外選挙人名簿の登録に関する政令への委任)

第三十条の十四 第三十条の四から前条までに規定するもののほか、第三十条の五(在外選挙人名簿の登録の申請)第一項の規定により在外選挙人名簿の登録の申請をした者が将来国内に住所を定める意思を有する者であるかどうかの判定その他の在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の見出し及び同条第一項本文中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「到る」を「いたる」に改め、同条第二項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

第四十九条第一項中「選挙人」を「選挙人名簿に登録されている選挙人で」に改め、「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加え、「次条」を「第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)」に改め、同条第二項中「選挙人」を「選挙人名簿に登録されている選挙人」に、「次条」を「第五十条」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第四十九条の二 選挙人名簿に登録されている選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙の当日

国外の住所に居住中であるべきことにより自ら投票所に行き投票をすることができないものの投票については、政令で定めるところにより、第四十二条(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)第一項ただし書、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日(投票用紙等の送付に日数を要する地の在外公館であることその他特別の事情があると認める場合は、あらかじめ自治大臣が外務大臣と協議して指定する日。次条第一項において同じ。)までの間に、在外公館(著しく多数の日本国民が住所を有する地域に設置されている在外公館その他の自治大臣が外務大臣と協議して指定する在外公館を除く。次条第一項及び第二項において同じ。)の長の管理する投票所を記載する場所において行わせることができる。

2

前項の選挙人で次条第二項に規定する政令で定める事由のあるものの投票については、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができる。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)

第四十九条の三 在外選挙人名簿に登録されてい

る選挙人で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票しようとするものは、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投票)第一項から第三項まで、第四十八条(代理投票)及び第五十条(選挙人の確認及び投票の拒否)の規定にかかわらず、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前五日までの間に、自らが在外公館の長の管理する投票所を記載する場所に行き、在外選挙人証その他政令で定める文書を提示して投票をしなければならない。

2

前項の選挙人で在外公館の所在地から遠隔である国外の地域にその住所を有することその他の政令で定める事由のあるものの投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、在外選挙人証(市町村の選挙管理委員会が、郵便投票によることのできる旨等の記載をしたものに限り。)を添えて投票用紙の請求をし、投票用紙の送付を政令で定めるところにより市町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿に付記した国外の住所において受け、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により、行わせることができる。

3

前項の在外選挙人証への郵便投票によることのできる旨の記載に関し必要な事項は、政令で定める。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票)

第四十九条の四 前条第一項の選挙人で国内にあるものの投票については、政令で定めるところにより、第四十四条(投票所においての投票)、第四十五条(投票用紙の交付及び様式)、第四十六条(投票の記載事項及び投票)第一項から第

三項まで、第四十八條(代理投票)及び次条の規定にかかわらず、その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、在外選挙人証を提示させて行わせることができる。

2 前条第一項の選挙人で国内にあるものうち次の各号に掲げる事由のいずれかにより国内にある期間を通じて自らその登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所に行き投票をすることができないものの投票については、同項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項から第三項まで、第四十八條及び次条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、在外選挙人証を提示させて行わせることができる。

一 選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその在外選挙人名簿の属する市町村の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

二 選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体障害のため若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容中であるべきこと。

三 交通至難の島その他の地で自治省令で定める地域に居住中若しくは滞在中又はその地域において職務若しくは業務に従事中であるべきこと。

四 選挙人がその在外選挙人名簿の属する市町村の区域の属する都道府県の議会の議員の選挙区の区域外の住所に居住中であるべきこと。

3 第四十九條(不在者投票)第二項の規定は、前条第一項の選挙人で国内にあるものについて準用する。この場合において、第四十九條第二項中「前項」とあるのは「第四十九條の四(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の

投票)第一項及び第二項」と、その現在する場所において」とあるのは「在外選挙人証を添え投票用紙の請求をして投票用紙の送付を受け、その現在する場所において」と読み替えるものとする。

第五十五條中「除く外」を「除くほか」に、「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第五十六條中「及び選挙人名簿又はその抄本」を「選挙人名簿又はその抄本及び在外選挙人名簿又はその抄本」に改める。

第九十四條第一項及び第九十五條中「選挙運動」を「選挙運動(国外においてする選挙運動を除く。)」に改める。

第二百三十六條第一項中「選挙人名簿に登録をさせた者」を「選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に登録をさせ又は第四十九條の二(不在者投票)に登録されている選挙人の在外投票」第二項に基づき選挙人名簿若しくは在外選挙人名簿に投票用紙の送付を受ける国外の住所として虚偽の住所を付記させた者」に改める。

第二百四十七條中「超えて選挙運動」の下に「(国外においてする選挙運動を除く。)」を加える。

第二百五十五條の見出し中「不在者投票」を「不在者投票等」に改め、同条第一項中「第一項」の下に「又は第四十九條の四(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の帰国の際の投票)第一項若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第四十九條第二項」の下に「(第四十九條の四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、第十六章同条の次に次の二条を加える。

(在外投票の場合の罰則の適用)
第二百五十五條の二 第四十九條の二(不在者投票)第一項又は第四十九條の三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)第一項

の規定による投票については、その投票を管理すべき在外公館の長はこれを投票管理者、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選挙管理委員会の職員、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会うべき者はこれを投票立会人、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者はこれを第四十八條(代理投票)第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者となし、この章の規定を適用する。

2 第四十九條の二第二項又は第四十九條の三第二項の規定による投票については、この法律及びこの法律に基づく命令により在外公館の長の権限に属させられた事務に従事する在外公館の職員はこれを選挙管理委員会の職員、選挙人が投票の記載の準備に着手してから投票を記載した投票用紙を郵送するためこれを封入するまでの間における当該投票に関する行為を行う場所はこれを投票所とみなして、第二百三十一條

(買収及び利誘誘導罪)第二項、第二百三十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘誘導罪)第二項、第二百二十六條(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百二十八條(投票干渉罪)第一項、第二百三十四條(選挙犯罪の煽動罪)中第二百三十一條第二項、第二百三十三條第二項及び第二百三十八條第一項に係る部分、第二百三十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)第四項並びに第二百四十一條(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)(第二百三十六條(特定公務員)の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。以下同じ。の規定を適用する。

の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。以下同じ。の規定を適用する。

(国外犯)

第二百五十五條の三 第二百三十一條(買収及び利誘誘導罪)、第二百三十二條(多数人員買収及び多数人員利誘誘導罪)、第二百三十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利誘誘導罪)、第二百三十三條の二(新聞紙、雑誌の不法利用罪)、第二百三十四條の二(おとり罪)、第二百三十四條の三(候補者の選定に関する罪)第一項及び第二項、第二百二十五條(選挙の自由妨害罪)、第二百二十六條(職権濫用による選挙の自由妨害罪)、第二百二十七條(投票の秘密侵害罪)、第二百二十八條(投票干渉罪)第一項、第二百二十九條(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、略奪罪等)、第二百三十條(多数の選挙妨害罪)、第二百三十一條(凶器携帯罪)第一項、第二百三十二條(投票所、開票所、選挙会場等における凶器携帯罪)、第二百三十四條(選挙犯罪の煽動罪)、第二百三十五條(虚偽事項の公表罪)、第二百三十五條の五(氏名等の虚偽表示罪)、第二百三十七條(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)、第二百三十七條の二(代理投票における記載義務違反)、第二百三十八條(立会人の義務を怠る罪)、第二百三十九條(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)第一項(第二百三十七條の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者に係る部分に限る。)、第二百三十九條の二(公務員等の選挙運動等の制限違反)第二項並びに第二百四十一條(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)の規定は、国外においてその罪を犯した日本国民にも適用する。

第二百六十三條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 在外選挙人名簿及び在外選挙人証の調製に要する費用
第二百六十九條の次に次の二条を加える。
(選挙に関する期日の国外における取扱い)

第二百六十九条の二 この法律に規定する衆議院議員又は参議院議員の選挙に関する期日の国外における取扱いについては、政令で定める。

(選挙が行われることの国外における周知)

第二百六十九条の三 領事官は、衆議院が解散された日又は衆議院議員若しくは参議院議員の任期満了の日の六十日前の日以後、速やかに、当該領事官の管轄区域内に住所を有する者で政令で定めるものに対する集書の送付その他選挙人に対し選挙が行われる旨を周知させるための措置をとるよう努めるものとする。

第二百七十条中「基づく」を「基づく」に、「第二百六十九条第三項(選挙人名簿の修正に関する調査の請求)の規定による選挙人名簿」を「第二十九条(通報及び閲覧等)第三項の規定又は第三十条の十一(在外選挙人名簿に関する通報及び閲覧等)第二項において準用する第二十九条第三項の規定による選挙人名簿又は在外選挙人名簿」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十九条の二(不在者投票)第一項若しくは第四十九条の三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)第一項の規定による投票又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて在外公館の長に対してする行為は、政令で定める時間内に行わなければならない。

第二百七十一条の四の次に次の一条を加える。

(在外投票等を行うことができない場合の取扱)

第二百七十一条の五 天災その他避けることのできない事故により第四十九条の二(不在者投票)又は第四十九条の三(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の在外投票)の規定による投票をこれらの条に定める期間内に行うことができないときは、更に投票を行わないものとする。

附則第三項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

附則に次の一項を加える。

6 当分の間、第三十条の六第二項、第三十条の七及び第四十九条の二から第四十九条の四までの規定は、衆議院(小選挙区選出議員又は参議院(選挙区選出)議員の補欠選挙及びこれに係る再選挙には、適用しない。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定中第三十六條の六第二項に係る部分、第四十九條の次に三條を加える改正規定、第二百六十九條の次に二條を加える改正規定中第二百六十九條の三に係る部分及び附則に一項を加える改正規定は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、附則第八條の規定は公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の公職選挙法(以下「新法」という。)第四十九條の二から第四十九條の四まで、第二百六十九條の三及び附則第六項の規定は、前項ただし書に規定する政令で定める日以後初めて行われる衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日を公示され又は告示される選挙(公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙に係る再選挙を除く。)について適用し、公示日前にその期日を公示され又は告示される選挙及び当該選挙に係る再選挙については、なお従前の例による。

(在外選挙人名簿に係る縦覧に関する経過措置)

第二条 前条第一項ただし書に規定する政令で定める日までの間における新法第三十条の七第一項の規定の適用については、同項中「毎年四回及び衆議院議員又は参議院議員の選挙が行われる際」とあるのは、「毎年四回」とする。

第三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七

号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表以外の部分中「並びに第四十六條の二」を、「第四十六條の二並びに第四十九條の二から第四十九條の四まで」に、「並びに第二百五十二條の三」を、「第二百五十二條の三、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改め、同項の表第四十九條第一項の項及び第四十九條第二項の項中「次条」を「第五十条」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表以外の部分中「第四十六條の二」の下に、「第四十九條の二から第四十九條の四まで」を加え、「並びに第二百五十二條の三」を「第二百五十二條の三、第二百五十五條の二並びに第二百五十五條の三」に、「第二百七十条本文」を「第二百七十条第一項本文」に改める。

第十四条第六項中「選挙人名簿」の下に「又は在外選挙人名簿」を加える。

(外務省設置法の一部改正)

第五条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(領事官の管轄区域)

第十一条の二 領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域は、外務省令で定める。

第十二条中「領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(戸籍の附票の記載事項の特例)

第十七条の二 戸籍の附票には、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十条の六の規定に基づいて在外選挙人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

第十九条の次に次の一条を加える。

(在外選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会への通知)

第十九条の二 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十条の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき、又は同法第三十条の十の規定により在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を本籍地の市町村長に通知しなければならない。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第七条 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「村の長」を「村の長等」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、北方地域に本籍を有する者について公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一条第三項(政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第二十八條第四項で準用する場合を含む。)及び第三十条の十二の規定に基づく通知に関する事務並びに公職選挙法第三十条の二に規定する在外選挙人名簿に関する市町村の選挙管理委員会の事務は、他の法令の規定にかかわらず、自治大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長及び選挙管理委員会のうちから指名したものが行う。

(他の法令への委任)

第八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律及び政令で定める。

理由

多数の国民が国外に居住し、かつ、これらの者が選挙権を行使することができない現状に堪がみ、これらの者について選挙権の行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の制度を創設し、その登録を受けた者が、衆議院議員又は参議院議員の選挙において、在外公館において投票を行うことができることとするほか、在外公館においての投票が困難な場合には郵便による投票を行うこともできることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、衆議院議員の総選挙、参議院議員の通常選挙のそれぞれについて約五億円の増加となる見込みである。

